

## 【資料論文】

## 「カルト集団」を離脱した人々に対する公的機関の支援に関する探索的研究

## The Study of Support for People who Seceded from the Cult Group on Public Organization

野口 博文・伊藤順一郎

## I. はじめに

特定の個人や思想により、社会生活が著しく制限された者は、心的な外傷を受け、社会復帰に様々な課題を持つに至る可能性がある。特に、いわゆる「カルト集団」に入会していた者は、それまで彼らが受けていたマインドコントロールの後遺障害や、一般住民との軋轢により、心的な外傷の回復を妨げ、社会復帰の意欲を喪失させる恐れがある。

アメリカでの、非営利団体で等、このような者からの相談を受理し、回復のための支援を行っている。このなかで、公的支援やサポートネットワークの利用、法的擁護などのガイドラインを示している<sup>1)</sup>。

しかし、我が国では、「カルト集団」からの離脱者に対する支援の実態は明らかになっておらず、有効な支援や課題に関する調査は行われていない。

本研究では、このような問題をもつ者に対する公的機関の支援の実態を把握し、「カルト集団」から離脱した者に対する支援の在り方を検討することを目的とした。

## II. 研究方法

本研究では、まず、全国の児童相談所・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所を対象として、選択肢方式と自由記述方式を併用した質問紙調査を行った。調査項目については、表1に記載した。調査の実施期間は、平成13年2月中旬～3月下旬であった。

次に、「カルト集団」から離脱した者に対する相談・支援を継続して行っている機関を訪問して、支援担当者へのヒアリング調査を行った。対象機関は、質問紙調査において事例報告があった公的機関のなかで、平成13年9月において相談・支援を継続して行っているところとした。ヒアリングの内容は、表2に記載した。ヒアリング調査の実施期間は、平成13年5月～平成14年2月であった。

また、「カルト集団」から離脱した者に対する支援は民間機関でも行われている。その傾向を明らかにするために、離脱者への支援を行っている団体をインターネット (search.msn.co.jp) により検索した。このなかで、ウェブサイトの状況において、継続して支援を行っていると思われた団体を対象として、支援の内容に

表1: 公的機関への質問紙調査の項目

1. 相談の状況  
平成11年度以降、「カルト集団」との関係の問題とする相談を実施しましたか。実施した場合は、ケースの件数、本人の年齢・性別についてお答えください。
2. 相談内容  
公的機関への相談は、誰から受けましたか。  
相談の主訴として、どのような理由がみられましたか。
3. 本人が受けていた影響  
本人は、「カルト集団」との関係において、どのような影響を受けていましたか。  
本人が持った精神的な問題症状、及び社会的な問題行動はありましたか。
4. 公的機関の対応  
相談を実施したケースに対して、どのような支援を行いましたか。  
連携を持った機関はありましたか。  
対象者の問題はどのように変わりましたか。
5. 本人と社会との間に生じたコンフリクト  
相談・支援を行ったケースにおいて、社会的コンフリクトはみられましたか。  
発生した場合は、発生の状況を具体的にお答えください。
6. 相談における困難  
「カルト集団」との関係の問題とする相談を行ったとき、どのような困難が生じましたか。  
相談を実施したことがない機関は、今後発生する新たな問題を予想して、お答えください。
7. ケアシステム  
「カルト集団」から離脱した者に対して、どのようなケアシステムが必要と感じていますか。
8. 公的機関の取り組み  
公的機関として、「カルト集団」との関係の問題とする者に対して、今後どのような取り組みが必要と感じていますか。

野口博文, 伊藤順一郎:

国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰相談部  
(〒272-0827 千葉県市川市国府台1-7-3)

Hirofumi Noguchi, Junichiro Ito:

National Institute of Mental Health, NCNP  
(1-7-3 Kohnodai, Ichikawa, Chiba 272-0827)

(別刷請求先: 伊藤順一郎)

表2: 支援担当者へのヒアリング調査の項目

1. 機関の対応
1) エンゲージメント
公的機関を事例が訪れるために、どのようなことを心掛けましたか?
<input type="radio"/> 通告・相談があったときに何を確認しましたか
<input type="radio"/> 他機関等からの情報収集をどのように行いましたか
<input type="radio"/> 事例からの事実確認(面接・観察)をどのように行いましたか
2) ニーズ
事例のニーズはどのようなことでしたか?
そのニーズはだれのニーズでしたか?
3) 援助目標
事例と関わり始めたころにたてた、援助の目標はどのようなものでしたか?
短期目標・長期目標はどのようなものでしたか?
4) 初期対応
最初の段階として、事例と始めたことはどのようなことでしたか?
いつ、だれと、どこで、なにを、どのように行いましたか?
<input type="radio"/> 事例への心理的援助はどのように行いましたか
<input type="radio"/> 家族への援助をどのように行いましたか
5) アウトカム
事例とのかかわりの成果はどのようなことですか?
成果はどのようにしてもたらされたのですか?
成果が生じたことで起きてきた、その他の変化にはどのようなものがありますか?
2. コンフリクト・援助において障害となったもの
1) どのような困難が、事例との関わりの中で持ち上がりましたか?
2) 解決・解消するためにしたことは、どのようなことでしたか?
<input type="radio"/> 精神疾患が疑われる事例への介入と対応
<input type="radio"/> 介入拒否の事例への対応
3. リソース
事例に関わるに際して、役に立ったリソースはどのようなものですか?
4. 課題
事例に今後も課題があるとすれば、どのようなことですか?

ついてヒアリング調査を行った。

なお、研究を始めるにあたって、「カルト集団」の定義を、「特定のリーダーによって推進しているグループや運動」であり、「特定の個人や思想、物事に極端な傾倒や献身を示している」「意識操作やマインドコントロールを用いている」「メンバー、家族、地域社会に実害を与えるか、その可能性を持っている」ものとした<sup>2)</sup>。

### Ⅲ. 結果

#### 1. 公的機関の支援の実態

##### 1) 相談の件数

本調査で対象とした機関は、合計2225機関であり、そのなかで1431機関(64%)から有効回答を得た。相談事例の件数は、機関の種別でみると、保健所(52件)が最も多く、次に児童相談所(40件)、福祉事務所(35件)、精神保健福祉センター(28件)となっていた(表3)。

事例の年齢は、10歳以下から61歳以上まで渡り、最も多い年齢層は31~40歳であった。また、性別は、男性59人、女性88人、不明9人となっていた。

##### 2) 相談の内容

公的機関で相談を受理した経路は、家族から(50機関)が最も多く、次に本人から(27機関)、友人・知人から(7機関)、警察から(6機関)、精神科等医療機関から(6機関)、地域住民から(5機関)、会社・学校から(4機関)などとなっていた。

相談の主訴については、心理的動揺(40機関)が最も多く、次に経済的問題(31機関)、「カルト集団」との接近(23機関)、対人関係の問題(21機関)などとなっていた。

機関の種別でみると、児童相談所では就労・就学問題および住居に関する問題、保健所では心理的動揺、精神保健福祉センターでは心理的動揺および対人関係の問題、福祉事務所では経済的問題が最も多かった。

##### 3) 相談者が「カルト集団」から受けた影響

相談者が「カルト集団」からマインドコントロールを受けたと回答があったところは44機関であった。また、

表3: 回収の状況

	対象機関数	有効回答数 (回答率)	相談事例のあった 機関数	相談事例の 件数	(人数)
計	2225機関	1431 (64%)	89 (6.2%)	155件	(156人)
児童相談所	172機関	117 (68%)	14 (12.0%)	40件	(40人)
保健所	814機関	552 (68%)	39 (7.1%)	52件	(53人)
精神保健福祉センター	56機関	51 (91%)	13 (25.5%)	28件	(28人)
福祉事務所	1183機関	711 (60%)	23 (3.2%)	35件	(35人)
法務省人権擁護局				7件	(7人)

※法務省人権擁護局については、全国の地方法務局の総数であるため、調査結果からは除外した。

家族や友人から隔離されたと回答があったところは25機関であった(表4)。

相談者にみられた精神的な問題症状については、情緒的な混乱・不安(49機関)、意欲の減退・抑うつ(15機関)、睡眠の障害(12機関)、記憶の障害(7機関)などがみられたと回答があった。精神疾患がみられたと回答があったところは9機関であった。また、社会的な問題行動については、引きこもり・不登校(22機関)、家族関係の障害(18機関)、自殺関連行為

(10機関)、子どもの養育困難(7機関)、虐待・暴力関連行為(5機関)などがみられた。

地域住民との間の葛藤や軋轢により、社会生活が著しく制限された事例は、7機関(7件)でみられた。このなかでは、相談者の社会的な問題行動が発生の経緯となっていた事例が多くみられた(表5)。

4) 公的機関での「カルト集団」に関連した支援の内容  
公的機関での支援の内容については、表6に示した。

マインドコントロールを受けた	44機関
入会したことにより、家族や友人から隔離された	25機関
指示された物品の販売や寄付集め、新メンバーの勧誘を強制された	20機関
不十分な医療や食事しか受けられなかったり、睡眠を制限された	20機関
多額の寄附を強制された	12機関
入会する以前の職業や教育を断ち切られた	11機関
身体的・心理的・性的な虐待を受けた	9機関
宗教的な儀式等を強制された	4機関
家族関係の障害	6機関
犯罪的な行為を強制された	3機関
離脱を阻止された	2機関
住居の移転、近隣とのトラブル	2機関
過度の影響は受けていなかった	3機関

事例A 普通学級への適応が難しく、不登校が続く	心理士によるカウンセリングを行っているが、状況の改善はみられない
事例B 地域住民からの立ち退き運動があった	結局立ち退いたが、他所にて再度「カルト集団」で生活を行っている
事例C 対象者が勤務している事業所での知人(女性)に対して、ストーカー行為を行う	精神科受診の勧奨
事例D 家族が精神科の治療を拒否するため、子どもの精神症状が悪化した 近隣者が不安を訴え、相談に至った	家族に対して精神科受診の勧奨
事例E 対象者が利用している福祉施設内で、執拗な勧誘を行った 他の利用者が恐れるようになった	福祉施設の利用を制限した
事例F 特定の思想を理由にした近隣への暴言、住居環境の破壊	親族への連絡 近隣住民への説明 医療機関との連携
事例G 対象者が自己中心的であり地域活動(ゴミ出し等)を行わず、地域住民から孤立した	対象者に対する指導

家族支援、家族療法	34機関
身体的ケア、カウンセリング	27機関
生活保護受給などの経済的支援	20機関
住居提供、保護施設の利用	9機関
医療機関の受診勧奨	6機関
就労・就学支援	4機関
地域住民に対する説明	3機関
「カルト集団」に対する指導	3機関
法的救済、訴訟の支援	3機関
他機関の紹介・情報提供	41機関

機関の種別でみると、児童相談所では家族支援・家族療法とならび住居提供・保護施設の利用、保健所では家族支援・家族療法、精神保健福祉センターでは身体的ケア・カウンセリング、福祉事務所では生活保護受給などの経済的支援が多かった。

また、相談・支援を行うなかで、他機関と連携をもったところは、全体で60機関であった。連携をもった機関では、精神科医療機関（33機関）が最も多く、次に、警察（21機関）、保健所・精神保健福祉センター（16機関）、福祉事務所（14機関）、児童相談所・教育委員会（11機関）、学校（7機関）、児童・障害者福祉施設（6機関）、民生委員・児童委員（5機関）、弁護士会・法務局（5機関）などとなっていた。

#### 5) 「カルト集団」に関連した相談・支援の問題

「カルト集団」に関連した相談・支援を行ううえで、現在の問題について、相談・支援のシステムの不整備をあげた機関は290機関と最も多かった。また、他機関との連携体制の確立を行うことが望ましいと回答した機関は250機関であった。

今後、「カルト集団」から離脱した者に対して、スムーズな社会復帰を支援するためには、脱会カウンセラーの育成・専門機関の設置が必要であると回答した機関は305機関であった。その他では、相談・支援を行う機関のネットワーク（200機関）、社会的コンフリクトの解消（114機関）、生活支援・福祉サービスの充実（112機関）、社会復帰のためのリハビリテーション施設などの設置（110機関）などがあげられた。

#### 2. 相談を継続している事例にかんするヒアリング調査の概要

質問紙調査で相談事例の報告があった機関のなかで、平成13年9月において相談・支援の継続状況を調査したところ、3機関で継続していると回答があった。このうち、児童相談所1カ所、および保健所1カ所を対象としてヒアリング調査を行った。

なお、対象機関については、相談事例が特定されないように配慮を行った。

##### A. 児童相談所

事例の母親が「カルト集団」に入会し、所在不明となり本児の養育を放棄していた。本児の在籍学校からの通告により、一時保護、児童養護施設への措置を行った（児童福祉法第27条―福祉の措置―）。

事例では、不登校や非行行為など、集団生活での不

適応が問題となっていた。また、寄付集め、メンバーの勧誘などにより、地域住民と軋轢が発生していた。

「カルト集団」を離脱し、家庭生活を再開したが、母子関係の葛藤、就学の困難、借金の問題などが持続し、教育機関や福祉事務所と連携して支援を行っていた。

##### B. 保健所

精神障害の疑いにより、近隣への迷惑行為が認められ（精神保健福祉法第24条―警察官の通報―）、保健所が家庭訪問・調査を行った。

事例では、「カルト集団」からのマインドコントロールにより、介入を拒否した。また、精神障害のフォローに関して、家族の理解を得ることが困難であった。

市町村との情報交換や、適性医療に結び付けるためのエンゲージメントの困難について報告があった。

#### 3. 民間機関での支援の実態にかんするヒアリング調査の概要

##### 1) 対象機関の検索

インターネット（search.msn.co.jp）により、「カルト集団」からの離脱者への支援を行っている民間機関を検索した結果、継続して支援を行っていると思われる2団体を対象とした。また、アメリカ国内の民間機関を検索し、相談・支援において実績のある1団体を対象とした。

すなわち、対象としたところは以下のとおりであった。

- ・マインドコントロールについての調査研究を行う非営利団体（Private sector 1）

- ・特定の宗教団体についての情報提供などを行っている団体（Private sector 2）

- ・アメリカ国内の団体（Non-profit organization 3）

##### 2) 支援の内容

支援の内容については、「カルト集団」を離脱した者や家族への相談を行っていたほか、マインドコントロールへの介入やレスパイトケアを実施していた機関もあった。ダイレクトサービスを提供することが難しい場合には、近隣のリソース（宗教団体・自助グループ）へのリンケージを行っていた（表7）。

なお、インターネットを利用した取り組みについては、離脱後の対人関係の不安の解消や、「カルト集団」での経験の共有が容易になる一方、入会している者か

表7：本調査で取り上げた民間機関の特徴

Private sector 1	Private sector 2	Non-profit organization 3
設置主体 個人による	宗教団体に関係する	財団による
運営方法 カウンセリング、施設使用等の費用により運営	講義の受講料などにより運営	会員による会費・寄付により運営
スタッフ 脱会カウンセラー	聖職者および特定の宗教団体を脱会した者	心理学や法律学などの専門スタッフ及びボランティア
活動目的 マインドコントロールについての調査研究	特定の宗教団体についての情報提供と聖職者による講義	「カルト集団」にかんする調査研究・教育
活動内容 入会している者や家族への相談 脱会した者に対するグループカウンセリング 脱会後のレスパイトケア	特定の宗教団体についての情報提供 聖職者による講義、脱会者によるピアカウンセリング 脱会を希望する家族に対してリソースの紹介や訪問サービス	脱会した者および家族のためのワークショップ 一般市民に対する啓蒙啓発 脱会者を支援する外部機関の専門スタッフを支援
ネットワーク 地域の医療機関と連絡会議を行っている。 家族を中心としたインフォーマルなネットワークを形成している。	訴訟問題に関して弁護士団体とネットワークを行っている。 訪問サービスや近隣のリソース（宗教団体・自助グループ・同様の状況にあった家族など）を紹介している。	ボランティアにより情報提供などのサービスを行っている。 脱会者に対して専門クリニックなどへのリンケージや、社会資源の質的な改善のためのアドボカシーを行っている。
メンタルヘルスの問題にかんする支援（課題） 精神的な問題症状にかんする家族の不安や、「カルト集団」について説明することの葛藤などにより、医療機関へのリンケージが困難になることがある。本人の受療意欲を高めるためにも、専門スタッフとの連携が必要となっている。 また、脱会後のケアは長期間になることもあるため、リハビリテーションのための施設の設置が望まれる。	夫婦間の葛藤や子どもに対するネグレクトなど、家族関係に及ぼす影響がみられる。脱会後には、家族療法などの心理学的なアプローチも必要である。 また、脱会のための危機介入の必要がある場合などには、メンタルヘルスの専門知識をもった対応が望まれる。	ダイレクトサービスとして、電話相談やE-mailによる照会を受けるほか、専門機関へのリンケージを行っている。 また、定期的にワークショップを開催したり、公共のメディアを通して、精神的な後遺障害にかんする情報提供を行っている。

らの中傷や、新たな「カルト集団」による勧誘などが問題となっていた。

#### IV. 考 察

##### 1. 離脱者に起こり得る問題

本調査では、「カルト集団」からの離脱者に、マインドコントロールの影響を受けた者が多く、相談機関への主訴として、心理的動揺や対人関係・精神健康障害に関連した問題が多くみられた。

先行研究で、マインドコントロールの後遺障害として、混乱・不安・抑うつなどの問題症状が引き起こされることが指摘されているが<sup>33)</sup>、本調査でも、暴力や虐待など身体的・精神的に強い負荷を受けたことによるストレス性障害や、「カルト集団」での閉鎖的な対人関係の影響による引きこもりや対人恐怖などの適応障害がみられ、離脱者へのメンタルサポートの必要性が示唆された。

また、これらの障害は、「カルト集団」に所属していたことのスティグマや、居住や就学の拒否といった

一般住民との間のコンフリクトを含み、地域生活への再参加の困難など、広範に問題を派生していることがうかがわれた。

このような分析から、「カルト集団」からの離脱者に起こり得る問題を整理し、支援の領域ごとに分類した(表8)。離脱者に対しては、マインドコントロールへの危機介入を行うばかりでなく、ストレス障害や引きこもりなどの適応障害などにかんして、精神医学的な治療やカウンセリングを継続して行うことが重要であると思われた。また、「カルト集団」における経済的活動の停止、知力や適応力などの低下により、生活や教育・職業などに関連した社会的な問題へのサポートを行う必要性が示唆された。加えて、社会への再参加に際して、一般住民との軋轢が生じる場合などは、人権と安全保障の両側面から支援を行うことが必要であると思われた。

## 2. 公的機関での支援の実態

「カルト集団」から離脱した者は、公的機関のなかでは保健所や児童相談所など、メンタルヘルス関連の相談機関を多く利用していた。前述したように、メン

タルヘルスを保持することに困難が生じ、アクセシビリティが高くなっていたことが推測された。これらの機関では、家族関係の調整、生活支援や就学支援、社会的コンフリクトを解消していくための人権擁護など、多様な支援がみられた。

しかし、平成11・12年度中に受理したケースの相談・支援を、平成13年9月時点で継続していたところは3件(全89機関中)であり、「相談・支援システムの不整備」も指摘され、現状では、支援の継続には困難を感じていた様子がうかがわれた。

また、報告した2事例ともに、非行行為や精神障害の発症など、従来からの公的機関の相談業務に還元できた問題について対応を行っていたが、「カルト集団」に特化された問題(マインドコントロールへの直接介入など)に対しては、専門機関などとの連携の必要性が示唆された。

## 3. 離脱者に対する支援の在り方

「カルト集団」から離脱した者の問題解決のためには、ニーズに対応する機関で包括的に支援を提供することが必要であると考えられた。

表8：離脱者に起こり得る問題

### メンタルヘルスの問題

離脱後のストレス障害(抑うつやフラッシュバックなど)に対し、一般的な薬物療法のほか、「カルト集団」に関する専門的なカウンセリングを受けることが望まれる。

ピアカウンセリングによる離脱者間のサポートや、「カルト集団」から受けた影響について家族の理解を得ることも必要である。

### 対人関係の問題

家族や友人から隔離された経験や「カルト集団」のなかで指示されたコミュニケーション、あるいは家族で「カルト集団」に入会していた経験などによって、対人恐怖・引きこもりなどの適応障害を引きおこす場合がある。

「カルト集団」のメンバーであったことや入会時の生活(職歴や友人関係など)の間隙について、他者に説明したり、理解を求めることが難しいことも問題となる。

### 生活・経済の問題

「カルト集団」によって多額の寄付を強制されたり、社会での経済的活動を停止された者にとっては、経済的な支援が不可欠である。自助グループ等で個人レベルでの支援を行っているところもあるが、離脱後の経済的な保障がないため離脱することができない事例もみられる。

### 教育・職業の問題

知力や適応力などの低下により、離脱後すぐに復学・復職することは難しい。社会復帰のためのリハビリテーション施設などを利用するとともに、奨学制度や職業訓練などの各種の支援制度を利用できるようなシステムが必要である。

### 人権・宗教の問題

地域生活のなかで、一般住民との軋轢が生じ、居住や就学を拒否される場合などは、人権と安全保障の両側面から、公的機関の積極的な介入が必要である。一方で、マインドコントロールの後遺障害として、社会に監視されている意識(fishbowl effect)が起きることもあり、離脱者側の同意を得て支援を行っていく配慮が必要である。

生活に対する価値観を喪失して、再び「カルト集団」に入会してしまうこともあり、宗教教育や聖職者によるカウンセリングなどのニーズは相当程度ある。

諸外国の対応の状況では、フランス（フランス国民議会1995年12月採択）では、「カルト集団」への対策機関を設置し、民間のボランティア団体や国際組織との情報交換を継続している。また、公的機関（社会問題・文部・司法・内務外務など）に離脱者への支援担当を配置し、さらに、国外の離脱者に対する帰国のための支援などを行っている。社会的コンフリクトを抑えるためには、学校教育やメディアキャンペーンを通して啓蒙活動を行っている<sup>4)</sup>。

また、ベルギー（ベルギー国民議会1997年4月採択）では、公的機関（公衆衛生・雇用労働・司法・警察公安など）による連絡会議を設置し、定期的に情報交換と機能調整を行っている。離脱者に対するダイレクトサービスにかんしては、精神科医療機関の研修を行ったり、民間のフォロー機関の養成のための補助を行っている<sup>4)</sup>。

我が国でも、今後、公的機関では、相談・支援の窓口を設置し、医療や生活支援の必要性についてアセスメントを行うことが期待される。離脱後の心理的動揺がみられる場合などには、医療機関との協議や、生活場所へのアウトリーチも必要であると思われた。

「カルト集団」を離脱した者への対応にあたっては、医療や生活、人権などの問題について、離脱者のニーズを満たす社会資源に結び付けていくことが期待される。本調査では、精神科医療機関と連携をもったところが多くみられたが、特に民間の精神科医療機関などでは、直接アクセスしている事例も相当程度あると予想される。これらの機関とのネットワークにあたって、

相互でバランスのとれた紹介を行うことが必要であろう。

また、離脱者のニーズは複雑であり、「カルト集団」の特性や生活する地域性に応じて、宗教団体や地域住民などの機能を利用することも期待される。長期間のフォローに関しては、民間機関と連携して支援を提供することも有効である。民間機関のなかには、マインドコントロールへの直接介入やレスパイトケアを実施しているところもあり、脱会者のセルフヘルプや家族のグループといったインフォーマルな関係による相互支援も有効であると思われた。

このように、公的機関と民間機関の役割を通して地域に介入し、「カルト集団」を離脱した者の問題に関する啓蒙啓発を行っていくことも必要であり、離脱した者がスムーズに社会復帰していくために、コンフリクトを抑えて問題を解決するように働きかけることが重要であると思われた。

#### 文 献

- 1) American Family Foundation: <http://www.csj.org/>, 2002.03.01.
- 2) American Family Foundation: A Conference for Scholars and Policy Makers, *Cultic Study journal* 3,1: 119-120, 1986.
- 3) Singer M: Coming out of the Cults, *Psychology Today* 13, 8, : 72-82, 1979.
- 4) 山口広, 中村周而, 平田広志他: カルト宗教のトラブル対策. 教育資料出版会, 2000.